

# 平成22事業年度 事業計画

第1. 一般会計における事業計画は、次のとおりとする。

## I. 港湾労働者年金制度の運営

港湾労働者年金制度は、港湾運送事業に従事する労働者を対象とし、全国の港湾運送事業者の中央団体である(社)日本港運協会と港湾労働者の全国組織である全国港湾労働組合連合会及び全日本港湾運輸労働組合同盟との間で締結された労使協定等に基づき、昭和51年以降実施されてきている。

同制度は、港湾運送許可事業者（届出された関連事業者を含む。）を適用事業者として、制度に加入した事業者（登録事業者）に雇用され、かつ、同制度に登録（適用対象職種に従事）された労働者（登録者）が年金受給資格要件を満たして退職し、受給権が認められた場合、受給権者となり、満60歳から満75歳までの15年間、登録事業者が年金の原資を負担（原資負担事業者）することで、年金の給付が行われるものである。

当協会は、労使協定等に基づき同制度の運営に係る事務として、①登録事業者、登録者及び受給権者の管理、②受給資格要件を満たす登録者に対しての年金受給権の裁定、③原資負担事業者に対する助成、④年2回（6月期・12月期）の年金支給及び毎月の遺族見舞金（一時金）の支給事務、等を行う。

また、この助成のための原資となる労働安定基金等の管理事務を行う。

### 1. 港湾労働者年金関係

(1) 登録事業者の管理(566店社[平成21年12月末現在])

- ① 登録事業者の合併等による名称変更及び企業倒産等による脱会事業者の管理
- ② 登録事業者台帳の整備・管理

(2) 登録者の管理(14,327人[平成21年9月末現在])

- ① 登録者の配置転換による適用職種変更の管理
- ② 登録者の勤続期間の管理
- ③ 登録者の退職及び死亡による脱会の管理
- ④ 登録者の解雇による失効の管理
- ⑤ 登録者台帳の整備・管理

(3) 年金受給権の裁定

年4回(四半期毎)、制度専門小委員会を開催し、登録者からの「港湾労働者年金裁定請求書」に基づき、受給資格要件を審査、受給権の有無を裁定

(4) 受給権者の管理(13,857人[平成21年12月期現在])

- ① 毎年9月、「現況届」を郵送し、現況(生存・転居等)の確認及び随時提出される転居・年金受取金融機関の変更等の異動報告の管理
- ② 受給期間満了及び死亡による失権者の管理
- ③ 受給権者台帳の整備・管理

(5) 遺族見舞金の裁定

毎月、死亡された受給権者の遺族からの「遺族見舞金裁定請求書」に基づき、資格要件を審査、給付の有無を裁定

(6) 年金原資負担事業者への助成

年2回、6月期及び12月期の年金給付に係る年金原資負担事業者への助成金の交付

(7) 遺族見舞金原資負担事業者への助成

遺族見舞金給付に係る見舞金原資負担事業者への助成金の交付

(8) 年金及び遺族見舞金の支給事務

- ① 年2回(6月15日・12月15日)、受給権者の年金受取金融機関口座への年金の送金
- ② 毎月、受給権者の遺族指定金融機関口座への遺族見舞金の送金

2. 労働安定基金等関係
- (1) 労働安定基金等の管理
- ① 港湾運送事業者（元請事業者）から提出された元請実績報告書のチェック後、当該事業者へ労働安定基金等請求書を発行、同基金を管理
- ② 元請実績報告を事業者毎、港湾毎に集計（元請実績集計表）・管理

## II. 職業訓練施設の運営

港湾運送事業に従事する労働者を対象とし、高度な技能の習得を目的とした訓練を実施するため、昭和63年、豊橋市に港湾技能研修センターを設置・運営している。

近年、港湾を取り巻く環境は大きく変化しており、港湾荷役作業の機械化、設備の近代化、情報管理システムの高度化等に対応して、港湾労働者の技術、技能の高度化を図ることなど、職業能力の開発向上に資する必要がある。

このため、ニーズの変化に的確に対応した訓練科目、カリキュラムの見直しを行い、訓練機器の整備、指導員の資質の向上に努め、港湾・物流業界の次代を担う高度な知識と技術を兼ね備えた実践的な技術者を育成する。

また、研修受講生を派遣した港湾運送事業主には、受講に対する研修及び旅費の一部助成を行い、受講経費の軽減を図るとともに、同センターの利用が一層促進されるよう広報活動を積極的に行い、多くの受講生を受け入れるよう業務運営に努める。

### 1. 研修計画

昨年度の受講実績等を基に、港湾荷役科のストラドルキャリア運転、フォークリフト運転技能講習、クレーン運転科のクレーン運転実技教習等の受講者定員の見直しを行う。

なお、港湾労働者の受講実績が少ない情報科を廃止する。

(1) 港湾荷役科	7 (11) コース	576 (1,164)人
(2) クレーン運転科	7 (7) コース	716 (711)人
(3) 自動車運転科	9 (8) コース	200 (200)人
(4) 情報科	- (16) コース	- (324)人
合 計	23 (42) コース	1,492 (2,399)人

\* ( ) 内数値は、昨年度の研修計画

\* (1) 港湾荷役科は、若年港湾労働者研修の計画を含む。

## 2. 施設等整備

受講生の研修環境の改善のため、施設等の必要な整備を行う。

(1) 研修機器等の整備・更新

(2) 設備等の整備

(3) その他必要な整備

## 3. 施設の貸出

地域のニーズを見極めつつ、必要に応じ港湾運送事業主及び地域中小企業者等に対する能力開発のための施設として会議室、教室及び体育館等を貸し出す。

## 4. 広報活動

(1) 研修案内のパンフレット、ポスター及びカレンダーを作成、港湾運送事業主及び港運関係団体等に配付

(2) ホームページへの研修日程等の掲載

(3) 自治体広報誌及びホームページへの情報掲載の依頼

(4) 全国の港湾運送事業主及び港運関係団体への訪問

## 5. 豊橋地域職業訓練センターの運営（雇用・能力開発機構委託施設）

豊橋地域における中小企業者に雇用されている労働者及び地域住民の需要に応じて、職業能力開発及び向上訓練等のため各種技能講習の職業訓練を実施する。

なお、「独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止について」（平成20年12月24日閣議決定）を踏まえ、同センターの運営は、平成22年度末をもって廃止とされている。

## 第2. 特別会計における事業計画は、次のとおりとする。

### I. 事業主支援等業務

港湾運送に必要な質の高い労働力の安定的確保・養成に資するとともに、雇用管理の改善等に寄与するため、国の予算措置の減額を踏まえ、港湾技能研修センター及び六大港における港湾労働者雇用安定センターにおいて、港湾運送事業主や当該事業主に雇用されている労働者に対する相談・援助及び各種講習の実施等の事業を行う。

#### 1. 港湾労働者の雇用管理に関する相談・援助

- (1) 港湾技能研修センターにおける研修相談窓口による相談・援助
- (2) 受講生に対する各種資格の取得等、キャリア形成に係る相談・支援
- (3) 港湾労働者雇用改善アドバイザーによる港湾労働者を対象として、労働条件をはじめとする、雇用環境問題等に関する相談・援助（新規）

#### 2. 港湾労働者に対する各種講習

- (1) 各種研修の実施
  - ① 港湾技能研修センターにおいて、港湾運送事業に従事する労働者を対象とする技能の高度化と雇用の安定を図るための研修の実施

#### イ 港湾荷役科

ストラドルキャリアー運転、フォークリフト運転技能講習等、計7コース

#### ロ クレーン運転科

ガントリークレーン運転、クレーン運転実技教習等、計7コース

- ② 訓練ニーズの把握

港湾運送事業主及び受講者を対象とする各種アンケート調査を実施し、研修受講の効果及び研修ニーズの把握

- (2) 若年港湾労働者研修の実施

港湾技能研修センターにおいて、熟練技能の承継及び後継者の育成、港湾業務の管理監督者としての養成に必要な実務能力の向上を図るため、新入社員及び入社から概ね5年程度の社員を対象に座学研修を実施

#### 座学研修の内容

港湾運送事業、港湾物流、港湾諸手続き及び安全衛生の知識等

(3) 技能研修モデル作成事業の実施

港湾運送における機械化及び技術開発の進展に伴うより高度な運転・操作技術を有する労働力を確保するため、中長期的な視点から荷役機械の運転・操作技術等の習得を目的とした、実践的かつ効率的な研修モデルの策定を検討するため、「技能研修高度化委員会」を設置する。

3. 港湾労働者派遣事業その他港湾運送に必要な労働力の需給の調整に係る情報の収集、整理及び提供を行う。

(1) 港湾労働者派遣事業の日々の派遣事業、未充足状況等の把握

(2) 港湾運送に必要な労働力の需給調整に関する措置に係る情報の収集整理及び提供

4. 港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣契約の締結についてのあつ旋

港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保し、港湾運送に必要な労働力の迅速かつ的確な需要調整に資するため、港湾労働者派遣契約の締結に係る派遣のあつ旋を行う。

5. 港湾労働者派遣事業に係る事業主支援

港湾運送事業における事業活動の波動性に伴う労働力需要の変化に対応するため、港湾運送事業主に対する港湾労働者派遣事業に係る情報の収集、整理、提供及び労働者派遣契約締結についてのあつ旋に係る相談・援助を行う。

6. 港湾労働力の安定的確保等に係る事業主支援

港湾運送事業主に対する港湾労働者の計画的募集及び労働環境の整備等、雇用の改善に関する事項並びに港湾労働者の能力開発・向上に係る相談・援助を行う。

II. 雇用安定事業関係業務

六大港の港湾労働者雇用安定センターにおいて、港湾労働者の雇用の安定を図るため、港湾運送事業主等に対する派遣元責任者講習及び雇用管理者研修等を実施する。

1. 派遣労働者の雇用の安定に関する調査研究

港湾労働者派遣制度の適正な運営及び有効活用の促進等により港湾運送事業主に雇用される常用労働者の就労確保に関する調査、研究及び資料の整備を行う。

2. 派遣労働者の雇用の安定を図るための措置について事業主その他関係者に対する相談・援助  
港湾運送事業主その他関係者に対して、適正な派遣就業の確保、就業条件の明示、責任者の選任、管理台帳の作成、記載及び保存等に係る相談・援助を行う。
3. 派遣労働者に対して港湾労働者派遣事業に係る派遣就業について相談・援助
4. 派遣元責任者に対する講習の実施  
六大港において、選任された派遣元責任者（港湾派遣元事業主が選任したものに限る。）に対する法の趣旨、職務、必要な事務手続き等に関する知識を習得するための派遣元責任者講習会を実施し、受講者に派遣元責任者受講証明書を交付する。
5. 雇用管理者に対する研修の実施等  
六大港において、雇用管理者に対する港湾労働者の教育訓練に関する事項及び労働環境の改善に関する知識等を習得するための雇用管理者研修会を実施し、研修受講の効果等を把握する。